

奈良大学と関西文化学術研究都市センター株式会社との包括連携に関する協定書

奈良大学（以下「甲」という。）と、関西文化学術研究都市センター株式会社（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力すると共に緊密に連携しながら、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで相互の進展を目指すとともに、地域社会への貢献を図ることを目的とする。

（連携・協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成に向けて、次の各号に掲げる事項について、連携し協力する。

- 一 相互の事業にかかる協働等に関すること。
- 二 平城・相楽ニュータウンの活性化に資する活動等に関すること。
- 三 教育・人材育成に関する活動等に関すること。
- 四 地域創造に関する調査研究活動等に関すること。
- 五 その他甲及び乙が協議して目的達成のために有益と認める事項に関すること。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議して必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する2か月前までに、甲及び乙が書面により申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関する知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示又は使用してはならない。また、本協定の有効期間満了後においても同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。